



2024年1月19日

各位

会社名 株式会社 群馬銀行  
代表者名 代表取締役頭取 深井 彰彦  
(コード番号 8334 東証プライム)  
問合せ先 常務執行役員総合企画部長 齊藤 秀之  
(TEL 027 - 252 - 1111)

任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付)の  
発行条件決定に関するお知らせ

株式会社群馬銀行(頭取 深井 彰彦)は、第1回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付)(以下、本社債)の発行条件を、本日本記の通り決定しましたので、お知らせいたします。

記

「株式会社群馬銀行第1回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付)」

社債総額	金100億円
各社債の金額	金1億円
利率	① 2024年1月25日の翌日から2029年6月15日まで:年2.244% ② 2029年6月15日の翌日以降:6ヵ月日本円TIBOR+1.630%
払込金額	各社債の金額100円につき金100円
年限	定めない (ただし、2029年6月15日以降の各利払日、または税務事由もしくは資本事由が発生した場合において、当行任意の償還をすることができる。)
利払日	毎年6月15日及び12月15日
募集方法	国内における一般募集
払込期日	2024年1月25日
利払停止に関する特約の概要	(1) 任意利払停止 当行は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各支払期日において、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。 この場合、当行がその次の支払期日に支払うべき本社債の利息の支払を行うことまたは全部もしくは一部の支払を行わないことを決

	<p>定するまでの期間中、(i) 当行の普通株式及び自己資本比率規制上の自己資本算入基準におけるその他 Tier1 資本調達手段に該当する当行の株式に対する金銭の配当並びに(ii) 各種類のその他 Tier1 配当最優先株式の各株式に対する、当該各種類のその他 Tier1 配当最優先株式の株式一株あたりの優先配当金の額の半額に、当該支払期日に支払うべき本社債の利息のうち支払を行う部分として当行が決定した割合を乗じた額を超える額の金銭の配当を行う旨の取締役会の決議またはかかる配当を行う旨の会社提案の議案の株主総会への提出を行わない。</p> <p>(2) 利払可能額制限</p> <p>当行が各支払期日に各本社債につき支払うべき本社債の利息の金額は、利払可能額を限度とするものとし、当行は、当該利払可能額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。「利払可能額」とは、ある支払期日について、当該支払期日における調整後分配可能額を、(i) 当該支払期日に本社債につき支払うべき本社債の利息の総額並びに(ii) 当該支払期日に支払うべき配当最優先株式及び同順位証券の配当または利息の総額で按分して算出される額のうち、各本社債にかかる按分額をいう。「調整後分配可能額」とは、ある日において、会社法に基づき算出される当該日における当行の分配可能額から、当該日の属する事業年度の初日以後、当該日の前日までに支払われた本社債、同順位証券及び劣後証券の配当及び利息の総額を控除して得られる額をいう。</p> <p>上記(1) または(2) に基づき支払期日に支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該支払期日において、当行の本社債に基づく当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。</p>
<p>債務免除に関する特約の概要</p>	<p>(1) 損失吸収事由に係る債務免除</p> <p>当行が報告または公表した連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125%を下回った場合(以下、「損失吸収事由」という。)、各本社債の元金のうち、各本社債の元金の一部の免除および他の各負債性その他 Tier1 資本調達手段の元金の全部または一部の免除または普通株式転換により当行の連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125%を上回ることをなるために必要な額として当行が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額をこれらの元金額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額に相当する金額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、当行は、各本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。</p> <p>(2) 実質破綻事由に係る債務免除</p> <p>当行につき、預金保険法に定める第二号措置もしくは第三号措置を講ずる必要がある旨の認定、または特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われた場合、当行は本社債に基づく元利金の</p>

	<p>支払債務を免除される。</p> <p>(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除</p> <p>当行について倒産手続の開始の決定等が行われた場合、倒産手続開始事由が生じた時点において、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。</p>
元金回復特約の概要	<p>損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当行が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額について、当該支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。（「元金回復事由」とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等 Tier1 比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、当行が各本社債に基づく元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。）</p>
優先順位	<p>本社債は、当行の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、実質的に、当行の一般債権者・期限付劣後債権者に劣後し、普通株式に優先する。</p>
資金使途	2023 年度中を目途に、貸出金等の一般運転資金に充当する予定
発行代理人及び支払代理人	株式会社群馬銀行
振替機関	株式会社証券保管振替機構
引受証券会社	野村証券株式会社、大和証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社
取得格付	A（株式会社日本格付研究所）

以 上

本件に関するお問合せ先

総合企画部 経営管理室 西村  
TEL 027-254-7055

ご注意：この文書は、当行が上記の社債発行に関して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書並びに発行登録追補目論見書をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。